

令和元年度第 10 回東区協議会 次第

日時：令和 2 年 1 月 31 日（金）午後 1 時 30 分から

会場：東区役所 31、32 会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 協議事項について

東区協議会新委員推薦案について 【区振興課】

ア 公募委員について

イ 直接指名委員について

ウ 公共的団体等について

(2) 地域課題について

4 その他

(1) 東区の取り組み

(2) その他

(3) 2 月の開催予定 令和 2 年 2 月 27 日（木）午後 1 時 30 分から

会場：東区役所 3 階 31、32 会議室

3 月の開催予定 令和 2 年 3 月 23 日（月）午後 1 時 30 分から

会場：東区役所 3 階 31、32 会議室

5 閉会

第9号様式

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	東区協議会新委員推薦案について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	令和2年度からの東区協議会委員の推薦案等について協議するもの。				
対象の区協議会	東区協議会				
内 容	第2回東区協議会推薦会において、委員推薦を行う公共的団体等の選定、公募委員の選考及び直接指名委員の推薦について、別紙のとおり案を選定しました。選定内容について協議をお願いします。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	令和2年1月：市への新委員推薦案の提出 2月：公共的団体等への推薦依頼 4月：新委員への委嘱				
担当課	東区・区振興課	担当者	吉垣、長谷川	電話	424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

東区協議会 新委員推薦案一覧

1. 東区協議会 公募委員推薦者一覧

(50音順)

No.	氏名	性別	備考
1	鈴木 祐一	男	
2	山田 俊明	男	

2. 東区協議会 直接指名委員推薦者一覧

(50音順)

No.	氏名	性別	選出分野	備考
1	小野 敏彦	男	防災	
2	馬塚 繁光	男	交通安全	

3. 東区協議会 公共的団体等選定一覧

(順不同)

No.	団体等名	推薦依頼人数	備考
1	浜松市東区自治会連合会	6人	
2	浜松市東区民生委員児童委員協議会	2人	
3	浜松市東区地区社協推進協議会	1人	
4	浜松市東区保護司会	1人	
5	浜松市東区人権擁護委員連絡協議会	1人	
6	ガールスカウト浜松市協議会	1人	
7	浜松市子ども会連合会	1人	
8	とぴあ浜松農業協同組合	1人	
9	ヘルスボランティア活動連絡会	1人	
10	浜松市東区災害ボランティア連絡会	1人	
	計	16人	



区協議会の開催日程（1月）について

このことについて、次のとおり区協議会が開催されますのでお知らせします。

協議会名	回数	日時	場所	会議内容(予定)	傍聴定員	問合せ先
中区協議会	第8回	1月22日 (水) 13:30~	市役所北館 1階101会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(報告)中区協議会新委員推薦について ・(報告)中区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の提案募集について ・その他 	10人程度 (先着順)	中区役所 区振興課 TEL:457-2210
東区協議会	第10回	1月31日 (金) 13:30~	東区役所 3階 31・32会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)東区協議会新委員推薦案について ・地域課題について ・その他 	10人程度 (先着順)	東区役所 区振興課 TEL:424-0115
西区協議会	第9回	1月29日 (水) 13:30~	西区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(諮問)浜松市舞阪表浜東駐車場条例の制定について ・(協議)西区協議会新委員推薦案について ・(協議)西区協議会公募委員の推薦について ・その他 	5人程度 (先着順)	西区役所 区振興課 TEL:597-1112
南区協議会	第9回	1月29日 (水) 13:30~	南区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)南区協議会新委員推薦案について ・地域課題について ・その他 	5人程度 (先着順)	南区役所 区振興課 TEL:425-1120
北区協議会	第8回	1月23日 (木) 13:30~	北区役所 3階 31・32会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)北区協議会新委員推薦案について ・地域課題について ・その他 	5人程度 (先着順)	北区役所 区振興課 TEL:523-1168
浜北区協議会	第10回	1月23日 (木) 13:30~	浜北区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)次期浜北区協議会委員の選定に係る選定案について ・地域課題について ・その他 	10人程度 (先着順)	浜北区役所 区振興課 TEL:585-1141
天竜区協議会	第10回	1月29日 (水) 14:00~	天竜区役所 2階 21・22会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(答申)浜松市春野大居スポーツ広場・浜松市春野熊切スポーツ広場の廃止について ・(答申)浜松市旧天竜地域自治区ふるさとづくり事業基金の廃止について ・(協議)令和元年度天竜区地域力向上事業(助成事業)の提案について ・(協議)天竜区協議会新委員推薦案について ・地域課題について ・その他 	5人程度 (先着順)	天竜区役所 区振興課 TEL:922-0013

市民部 市民協働・地域政策課 担当：増田
TEL 457-2094

浜松東署管内の交通事故日報

1 発生状況

(令和 1年12月31日分)

区分	当日			当月累計			当年累計		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
当年	2		2	207		256	2,324	5	3,066
増減	-6		-10	-43		-73	-416	-1	-522
率	-75.0		-83.3	-17.2		-22.2	-15.2	-16.7	-14.5

2 路線別

区分	当日			当月累計			当年累計			
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	傷者
国道	1		1	44		54	526	-91	1	749
主要地方道				8		8	161	-55	1	211
一般県道	1		1	28		31	300	-37		363
市町村道				116		150	1,185	-204	3	1,543
その他				11		13	152	-29		200

3 市区町別

区分	当月累計			当年累計					
	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	増減	傷者	増減
浜松市									
中区	16		20	176	-22			237	-2
東区	114		139	1394	-263	3	1	1842	-339
南区	77		97	754	-131	2	-2	987	-181

4 当事者別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
大型車		1	43	-7
中型車		2	33	-15
準中型車		9	65	16
普通車	2	174	2,026	-379
二輪車		6	71	-20
自転車		15	76	-2
歩行者			1	-2
その他				

注：不明は除く

5 居住地別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
管内	1	119	1,205	-223
管内	1	80	968	-161
管外		8	95	-21

注：不明は除く

6 年齢別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
15歳以下		3	19	3
16～19歳		15	107	-23
20～24歳		21	283	-39
25～29歳		20	198	-78
30～39歳		29	405	-41
40～49歳	1	36	423	-87
50～59歳		30	343	-28
60～64歳		16	133	-18
65歳以上	1	37	404	-99
不明			9	-6

7 事故類型別件数

区分	当日	当月	当年	増減数
対(背)面通行中		4	18	1
横断歩道		3	28	-13
その他			31	-9
その他		4	46	-5
小計		11	123	-26
正面衝突		4	18	1
追突	1	78	953	-202
出合頭	1	64	732	-129
追越すれ違い時			14	
その他		26	211	-12
その他		22	225	-28
小計	2	194	2,153	-370
車両単独		2	48	-20
踏切				
合計	2	207	2,324	-416

8 各種事故別

区分	当日累計			当月累計			当年累計					
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	増減	傷者	増減
幼児				3		3	33	-6			36	-5
園児				2		3	30	-5			32	-9
小学生				7		7	94				107	-3
中学生				3		3	34	-13			35	-12
高校生				17		16	113	-7			106	-9
高齢者	1			60		37	660	-120	1		407	-32
高齢運転	1	1		35		45	388	-103		-1	507	-119
歩行者				11		12	123	-28	2		122	-27
自転車				32		31	297	-36		-1	290	-38
原付車				11		13	122	-20	2	2	126	-30
自二車				15		16	123	-34			142	-33
ヤング				27		35	362	-58	1	1	481	-84
若者起因				47		65	559	-135	1	1	769	-158
初心者				11		13	98	-17			132	-22
無免許				1		1	5	-1			8	-1
飲酒				1		2	8	1		-1	12	3
交差点	1	1		77		87	930	-167	3		1,174	-275

令和元年度 第5回東区協議会防災委員会 活動報告

開催日 令和2年1月9日(木) 午前9時30分から午前11時30分
開催場所 東区役所33会議室
出席者 森和彦委員長、村木克郎委員、河合洋子委員、河合よしの委員、
小池太江子委員、鈴木洋二委員
事務局 枝窪圭人、杉森保雄

1 議事

(1) 防災リーフレットについて

前回の防災委員会での意見を基に、修正案を作成、内容の説明を行った。
また各委員に防災リーフレットを折っていただき、作りやすさ、折り方の説明が
分かりやすいか確認していただいた。

(委員からの意見 防災リーフレットの内容について)

- ア 折るだけで自立できるようになっている。折り方も分かりやすいので、非常に良いのではないか。
 - イ dボタンが何か分かっていない方もいると思う。例えば、「①まずはdボタン」の面に「テレビで大雨情報」など、防災リーフレットのタイトルを入れると分かりやすいのではないか。
 - ウ dボタンの位置は機種によって異なるので、注意書きを入れてはどうか。
 - エ 「②河川水位を確認」の面で、上図の「河川水位・雨量情報」と下部の説明書きの「河川水位・雨量情報」を同じ赤線で囲むことで同じ箇所を表していることが分かりやすくなるのではないか。
 - オ エと同じ面の「台風の時や・・・見に行かないで！」は必要ないと思う。画面操作の方法が分からない方がいると思うので、画面操作と決定をどのボタンで行うのか、示した方が分かりやすいのではないか。
- ⇒ いただいた意見を参考に再度、修正案を作成する。第6回の地域防災委員会にて最終確認を行っていただき、完成としたい。

(委員からの意見 防災リーフレットの配布方法について)

- ア 自治会連合会、民児協の会合など地域の主要人物の集会に参加し、防災リーフレットの説明を行う場をいただく。その後、各自治会や敬老会等と浸透させていく。
- イ 東区各課に協力を依頼し、配架、配布をしてもらいたい。特に長寿保険課などの高齢者と、接する機会が多い課には簡単な説明も含めて配布を依頼した方が良いのではないか。
- ウ ハザードマップと同じように、気楽にもらえるようにした方が良い。

⇒ 今回の防災リーフレットは、大量に印刷して各自治会に配布を依頼するという方法ではなく、対面で説明して配布をしていく方法が効果的ではないかと考えている。

今後は自治会連合会や区協議会、防災出前講座にて防災リーフレットの紹介、東区内各課への配布、配架依頼をしていく。委員の皆様にも機会があれば、配布していただくなどご協力いただきたい。

(2) 積極的に防災活動をしている自治会の紹介

東区の「龍光町自治会」「笠井新田第2自治会」「有玉北町新村自治会」、中区の富塚町西自治会について、防災の取組み状況を報告。

東区内でも徐々に防災の活動が活発になってきている。地域防災計画の作成など、新たな活動を計画している自治会があれば、区としてサポートしたいと考えているので、是非ご紹介いただきたい。

(委員からの質問)

ア 富塚町西自治会は防災役員や委員を固定化することで、複数年の計画や活動を行っているとのことだが、半田町では多くの住民が防災活動に携わることが出来るように、隔年で防災役員や委員を交代している。防災役員や委員の選任については自治会毎で方法が違うがどのように考えているか。

⇒ どちらの方法もそれぞれメリット・デメリットがあるので、一概にどちらが良いとは言えない。基本的には自治会にお任せしているので、地域の考え方や特性に合った方法を選んでほしい。

イ 大雨洪水の際の避難について避難所に収容しきれない場合の対応はどうするのか。また、天竜川の洪水ハザードマップを見ると東区内でも5メートルの洪水に見舞われ避難所が水没することが考えられる。

天竜川の洪水も想定外ではなく想定内として検討していく必要があるのではないか。

⇒ 避難所の不足については、協働センターや高等学校などの予備避難所の開設などで対応していく。また避難所に行くことだけが、避難ではないので、3階以上の建物や高台への避難も検討していただきたい。

行政も早めの情報発信や避難の促進を行うので、市民にも避難の意識を強く持っていただきたい。

2 次回開催予定

日 時 2月25日(火) 13時30分から

場 所 長上協働センター 調理室

内 容 パッククッキングと1年間の活動の振り返り



2020年4月1日から 多くの施設では、 原則屋内禁煙になります

受動喫煙の
ない社会を!

東京オリンピック・パラリンピックの世界的なイベント
を見すえて、健康増進法が改正されました。

【改正のポイント】

2019年7月～

- 学校・病院・児童福祉施設・行政機関の庁舎などは**原則敷地内禁煙**になります。**第一種施設**
(※ただし、屋外で要件を満たす場所に喫煙場所の設置ができます。)

2020年4月～

- 事業所、ホテル・旅館、美容院・理髪店、飲食店、旅客運送用事業船舶・鉄道など多くの人が利用する施設等は、**原則屋内禁煙**になります。**第二種施設**

※旅館・ホテルの客室等、人の居住に関わる場所は適応除外

※「多くの人が利用する」とは、2人以上の者が同時に、または入れ替わり利用する施設のことをいいます。

- 屋内で喫煙できる場所は、**喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室**が設置されています。
- 喫煙が禁止されている場所等で喫煙した場合、**罰則の適応**になる場合があります。

受動喫煙とは?

他人の喫煙により
たばこから発生した煙に
さらされることです。

なぜ「受動喫煙(二次喫煙)」を防がなければいけないの?

- 受動喫煙との関連が「確実」と判定された病気として、虚血性心疾患、脳卒中、肺がん、乳幼児突然死症候群(SIDS)があります。
- 年間15,000人が、受動喫煙を受けなければ、これらの疾患で死亡せずに済んだと推計されます。

受動喫煙を受けない人と比べて 病気になるリスクは何倍くらい?

出典:「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」
国立がん研究センターがん情報サービス

脳卒中

1.3倍

虚血性心疾患

1.2倍

肺がん

1.3倍

乳幼児突然死症候群(SIDS)

4.7倍

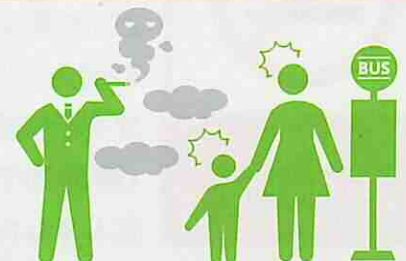
屋外など喫煙が禁じられていない場所での配慮

- ・できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をする。
- ・特に配慮が必要な人(子どもや患者など)が集まる場所や近くにいる場所では喫煙を控える。
- ・施設の管理者は、施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所には喫煙所を設置しない。

加熱式
たばこでも
受動喫煙は
発生します!!

見えない「サードハンドスモーク」にも要注意!!

サードハンドスモークとは、部屋の壁や喫煙者の服、髪の毛などに付いた、目に見えないガス状の有害物質のことです。付着した有害物質を吸い込むことで、健康被害を受けることになってしまいます。喫煙後30～45分間は、喫煙者の息から有害物質が出つづけています。



2020年4月～ 建物内に喫煙室がある場合、必ず標識が掲示されることとなります。

	分 煙				喫煙可
	喫煙専用室設置	加熱式たばこ専用喫煙室	喫煙目的室	喫煙可能室設置	喫煙可能店
喫煙の可否	喫煙可 (喫煙室内での飲食不可)	指定たばこのみ喫煙可 (喫煙室内での飲食可)	喫煙可 (喫煙室内での飲食可)	喫煙可 (喫煙室内での飲食可)	喫煙可 (店内で喫煙が可)
施設等の出入口	 喫煙専用室あり Designated smoking room available 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。	 加熱式たばこ専用喫煙室あり Designated heated tobacco smoking room available	 喫煙目的室あり Smoking room available 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。	 喫煙可能室あり Smoking room available 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。	 喫煙可能店 Smoking area 20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。
	喫煙専用室等の出入口	 喫煙専用室 Designated smoking room 20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。	 加熱式たばこ専用喫煙室 Designated heated tobacco smoking room 20歳未満の方は立ち入れません。	 喫煙目的室 Smoking room 20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。	 喫煙可能室 Smoking room 20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

※「指定たばこ」とは「IQOS(アイコス)」「PloomTECH(プルームテック)」「glo(グロー)」などの加熱式たばこのことです。
 ※喫煙目的室とはシガーバーやたばこ販売店、公衆喫煙所など喫煙をサービスの目的とする施設で設置できる喫煙室のことです。

飲食店標識掲示の義務化

静岡県内の飲食店では・・・



静岡県では受動喫煙による健康被害を防ぎ、安心して快適に飲食を楽しむ環境を整備するため、「受動喫煙防止条例」を定めました。2019年4月施行に伴い、原則すべての飲食店の出入口に **禁煙** **分煙** **喫煙可** のいずれかを示す標識が掲示されます。(静岡県では、禁煙の場合も標識掲示を義務化しました。)

原則敷地内禁煙になります

浜松市では・・・

浜松市では市民の健康づくりの観点から、公共施設での受動喫煙防止対策を進めています。2019年7月から行政機関の庁舎、学校、病院、児童福祉施設などにおいては、喫煙場所を廃止し、敷地内禁煙となります。

令和2年浜松市成人式の開催報告について

区民生活課

1 目的

- (1) 地域の人々の温かな祝福により、成人になったことの自覚と責任、社会に貢献しようとする気持ちを育む。
- (2) 郷土愛と周りの人々への感謝の念を醸成する。
- (3) 地域で青少年を健全に育てようとする気運を一層盛り上げる。

2 背景

平成13年1月より「地域で新成人をお祝いする」との趣旨のもと、地域分散方式で自治会を中心として成人式実行委員会を組織し実施している。

実績 令和2年（令和元年度） 東区開催5地区参加率 76.4%
 全市開催40地区参加率 77.7%

3 内容

日時：令和2年1月12日（日） 午前10時から（第一部：式典、第二部：交流会）

主催：各地区成人式実行委員会

対象者：平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれで、以下のいずれかに当てはまる人

- (1) 浜松市の住民基本台帳に記載されている人（外国人住民を含む）
- (2) (1)以外で、市内の小・中学校または高等学校などに在籍したことのある人や市内に通勤していて参加を希望する人

※東区内会場等一覧

地区名	中学校区	会場名	新成人数	参加者数	参加率
和田・中ノ町地区	天竜	天竜協働センター体育館	239人	206人	86.2%
笠井地区	笠井	笠井協働センター 2階ホール	172人	126人	73.3%
積志地区	積志・中郡	積志協働センター体育館	440人	334人	75.9%
長上地区	与進	浜松市総合産業展示館 北館4階1号ホール	224人	173人	77.2%
蒲・佐藤小地区	丸塚	サーラプラザ浜松 4階サーラホール	224人	153人	68.3%
合計			1,299人	992人	76.4%

《参考》全市開催 新成人数7,627人 参加者数5,925人 参加率77.7% [速報値]

※新聞記事（中日新聞）

乗千 月曜 2020年(令和2年)1月13日(月曜日) 中・西 県内 [10]

令和初の成人式

新時代へ決意新た

義務と責任果たす

13日の「成人の日」を前に各地で12日、成人式が開かれた。県内では3万5954人が成人を迎え、恩師や旧友とともに門出を祝った。

浜松市
浜松市では十二日までに市内四十地区で式典が開かれ、七千六百二十七人が成人を迎えた。

東区のサーラプラザ浜松であった蒲・佐藤小地区の式には百五十二人が参加。東京都内の大学生野中佑樹さんと市看護専門学校に通う鈴木優花さんが代表で決意の言葉を述べ、「成人式を機会に、大人として認められ信頼されるため、義務と責任を果たせる大人になれるよう自覚を強めていく」と力を込めた。

鈴木康友市長も訪れた舞阪協働センター(西区)には、舞阪地区の七十三人が顔をそろえた。友人ら十人あまりでタキシードに身を包み、リムジン二台を貸し切って会場入りした都内の大学生山口創さんは「一度しかない成人式を記憶に残るものにしたかった。最高の思い出になりました」と笑顔で話していた。

(酒井大二郎)

令和2年の成人式を、晴れ着姿で楽しむ新成人たち。浜松市東区で



4 成年年齢引き下げ後の成人式参加対象年齢について

民法の改正により、令和4年（2022年）4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

浜松市は成年年齢引き下げ後も、これまでどおり20歳を対象に式典を開催します。式典の名称については、今後検討していきます。